

## 国民健康保険 こんなときには届け出を

国民健康保険は、伯耆町に居住している75歳未満の人で、職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人などを除き、すべての人が加入する保険制度です。

### 国保に加入するのはこんな人です

お店などを経営している自営業の人

農業などを営んでいる人

職場の健康保険に加入していない人

退職などで職場の健康保険をやめた人やその被扶養者となっていた人

一定以上の収入があるため、家族の職場の健康保険に扶養家族として加入できない人

在留期間が3か月を超え、住民票に記載されている外国籍の人

加入(脱退)には届け出が必要です。早めの届け出をお願いします。

※資格取得日は、事由発生日です(届出日ではありません)。



【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115

## 平成27年度 国民年金の保険料

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料が決定しました。

月額 15,590円(定額)

【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115  
分庁総合窓口課 ☎62-0711  
米子年金事務所 ☎34-6111

## 国民年金保険料の 学生納付特例

国民年金保険料を納付することが困難な学生は、申請することにより、在学中の納付が猶予される、納付の特例を受けることができます。この申請は、毎年度必要です。

現在、学生納付特例承認中の方は、日本年金機構から平成27年度分の申請書用ハガキが送付される予定です。

4月以降に初めて申請をされる方は、下記のとおり手続してください。

### 申請に必要なもの

- 学生証の写し(両面) 又は在学証明書 認印
- 基礎年金番号がわかるもの (年金手帳、納付書など)

納付特例が承認された年度分の保険料は、10年以内なら遡って納付できます。納付を希望される方は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。



### 【問い合わせ先】

米子年金事務所 ☎34-6111 米子市西福原2丁目1-34  
住民課 ☎68-3115  
分庁総合窓口課 ☎62-0711

## 岸本温泉ゆうあいパル温泉プールの無料利用券を交付します

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動(水中ウォーキング)用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、岸本温泉ゆうあいパル内の温泉プール無料利用券を交付します。

対象者 町民(医師による運動制限を受けていない方)

利用期間 4月9日～平成28年3月31日

申請窓口 福祉課または分庁総合窓口課

受付開始 4月1日から

### 注意事項

- ・利用券は、プールでのみ利用できます。(入浴される場合には、別途入浴券が必要)
- ・利用券は、交付を受けた本人以外使用できません。
- ・利用券は、再発行できません。
- ・ご利用の際には、施設で本人確認を行いますので、免許証や保険証などをご持参ください。



水の中では「浮力」によって下半身への負担が少なく、腰痛や関節痛などのトラブルを抱えた人でも安全に運動することが出来ます。水中での運動は、水の抵抗によって歩くだけでも相当の運動量になり、体力づくりに有効です。また、全身の筋肉が伸びて血行が良くなるなど、生活習慣病予防にも最適です。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

## 春の全国交通安全運動

ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故  
5月11日(月)～5月20日(水)

近年、交通死亡事故の半数以上が高齢者による事故となっています。また、新入学の季節となりましたので、新入学児童や高齢者のみなさんの基本的な交通ルールと交通マナーの理解と習慣づけに取り組みましょう。

### ◆重点項目

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用5則の周知徹底)
- チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

5月20日(水)は、  
「交通事故死ゼロを  
目指す日」です。



【問い合わせ先】 企画課 経営企画室 ☎68-4212